平成２３年（フ）第４３３５号
大阪市西成区岸里２丁目３番３号　第２大塩ビル３階310号室
債務者　成冨　玉門
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９２号
大阪府八尾市相生町３丁目２番27号
債務者　和田　晃
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４０１号
大阪市都島区都島中通３丁目３番26号　パールハイツ楓402号
債務者　晋山博隆こと　姜　博隆
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４２号
大阪市城東区野江３丁目23番20―101号
債務者　後藤敬子こと　馬　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５８号
大阪府東大阪市横沼町１丁目10番14号
債務者　宝得　真二
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９６号
大阪府東大阪市岸田堂南町２―22、外国人登録原票上の住所大阪府東大阪市足代３丁目11番18号
債務者　春山こと　玄　和史
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５２８号
大阪府八尾市太子堂３丁目１番44号
債務者　八幡さとみ
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３０号
大阪府枚方市招提元町１丁目２番30―203号
債務者　川部　樹水
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６３号
大阪府門真市大倉町24番25号
債務者　島中　朝枝
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６５号
大阪市大正区小林東２丁目12番３―507号
債務者　宇都宮英雄
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４号
長崎県長崎市入船町306番地
債務者　達木佐和子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
長崎県長崎市小瀬戸町799番地１　キンスイハイツ201
債務者　小野　弘法
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
長崎県長崎市立山５丁目２番１号　吉田アパート303
債務者　髙島　和恵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
長崎県諫早市小船越町1017番地５　コーポＮＥＷ305号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷２番地１　アロマハイツ203号
債務者　道野いうこ
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
長崎県長崎市坂本３丁目４番30号　シャレード坂本103号
債務者　林　一美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
北海道恵庭市緑町２丁目４番１―404号
債務者　神　あけみ
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６５号
札幌市中央区双子山１丁目９番１―205号
債務者　田野城朋子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６６号
札幌市中央区双子山１丁目９番１―205号
債務者　田野城千景
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部